

防災地域建設委員長報告

令和6年9月定例会

防災地域建設委員長報告をいたします。

防災地域建設委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「専決処分事件の報告及び承認について」など一般事件案3件、「令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案10件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第126号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案については賛成多数により、またその他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第126号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」では、県が広域的な役割を果たす県道の整備や、急傾斜地の崩壊対策事業などの防災に関するものは県の責任で行うべきであり、市町村に対する負担金は課すべきではないとの理由から反対であるとの意見がありました。

挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第16号は、島根原発2号機の再稼働中止を求めるものであります。

委員からは能登半島地震を受けて地震と原子力災害の複合災害が発生した場合、現在の避難計画は実効性があるのか、医療や福祉の現場など人手が足りない中では具体性に欠けるものではないかとの意見がありました。また別の委員からは、請願者である医療団体からの慢性的な人手不足の状況では避難計画が機能しないとの意見を重く受け止め、命と健康を守るためにも本請願は採択すべきとの意見がありました。一方、別の委員からは、国は現在の避難計画について能登半島地震の状況を踏まえても有効であるという評価であり、また、国のエネルギー政策を踏まれば、本請願は不採択とすべきとの意見がありました。最終的には、挙手採決の結果、賛成少数

により、「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、防災部所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブームの損傷について」では、委員から今回の空中給油ブームの損傷の原因が断定されていない中で、今後も空中給油・輸送機の運航を継続するという美保基地からの説明に対しての県の認識について質問がありました。執行部からは徹底した原因究明と再発防止を要請しているところであり、今後も美保基地の対応を注視していくが、現時点では既に配備されている機体の運用停止を求める状況にはないとの回答がありました。

また、「9月7日に発生した島根原子力発電所におけるトラブル（火災）の立入調査結果について」では、委員から県民の命や安全を守る立場である県の責任において中国電力の安全管理体制に関する監視や指導を確実に実行してもらいたいとの意見がありました。

次に地域振興部所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチームの最終とりまとめについて」では委員から地域公共交通をどう維持していくのかという問題は、その地域をどう活性化させて、地域のまちづくりをどう進めていくのかという課題でもあることから、今回のプロジェクトチームの構成員だけでなく、各市町村が市町村内で課題を共有するよう、県からも働きかけてもらいたいとの意見がありました。

次に企業局所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「安来市切川地区工業用地造成事業の調査等の状況について」では、委員から同工業用地の用地買収の状況について質問がありました。執行部からは、地元安来市の協力もあり、地権者との調整は概ね円滑に進んでいるが、引き続き丁寧に対応をしていきたいとの回答がありました。

以上、防災地域建設委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。